

## 社会福祉法人恵光園福祉会評議員・理事・監事の報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人恵光園福祉会評議員・理事・監事の報酬等の支給基準に関し必要な事を定めるものとする。

(報酬)

第2条 評議員、理事、監事には、本法人の会議の出席に応じて別表のとおり報酬として日当を支給する事ができる。

(報酬等の支給方法)

第3条 本法人の施設の職員を兼務する役員は、この基準を適用しない。

### 報酬等

評議員・理事・監事報酬等支払	7,000
----------------	-------

附則

この規定は、平成29年 4月 1日から施行する。  
令和 7年 4月 1日一部改正